

荒牧くにはる後援会規約

第1条(名称・所在地)

本会は、荒牧くにはる後援会と称し、主たる事務所を高知県高知市に置く。

第2条(目的)

本会は、荒牧くにはるの社会的・文化的・政治的活動を後援・支持し、会員相互の交流を通じて、住み良い地域社会の発展に資することを目的とする。

第3条(会員)

本会の会員は、本会の趣旨に賛同し加入を申し込んだ者をもって会員とする

第4条(事業)

本会は下記の事業を行う。

- ①政治、経済および地域開発に関する研究
- ②後援会・懇談会・勉強会の開催
- ③会報・資料その他印刷物の刊行配布
- ④その他本会の目的を達成するために必要な諸活動

第5条(経費)

本会の経費は、会費、寄附、その他の収入をもって充てる。

第6条(組織)

本会に次の役員を置く。

会長1名、会計責任者 1名、事務局長 1名

第7条(役員を選出及び任期)

- 1 役員は、総会において選出する。
- 2 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第8条(会議)

- 1 会長は、毎年1回の通常総会その他必要に応じ、臨時総会を招集する。
- 2 会長は、必要に応じ役員会を招集する。

第9条(会計年度)

本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

第10条(規約の改廃)

本規約の改廃は、総会において決定する。

第11条(補則)

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する

附則 本会則は、令和5年1月19日より実施する。